


第2章 環境保全施策の推進

「環境基本計画」に掲げた3つの基本目標の達成に向けて、2015（平成27）年度に実施した主な環境保全施策の内容について報告します。

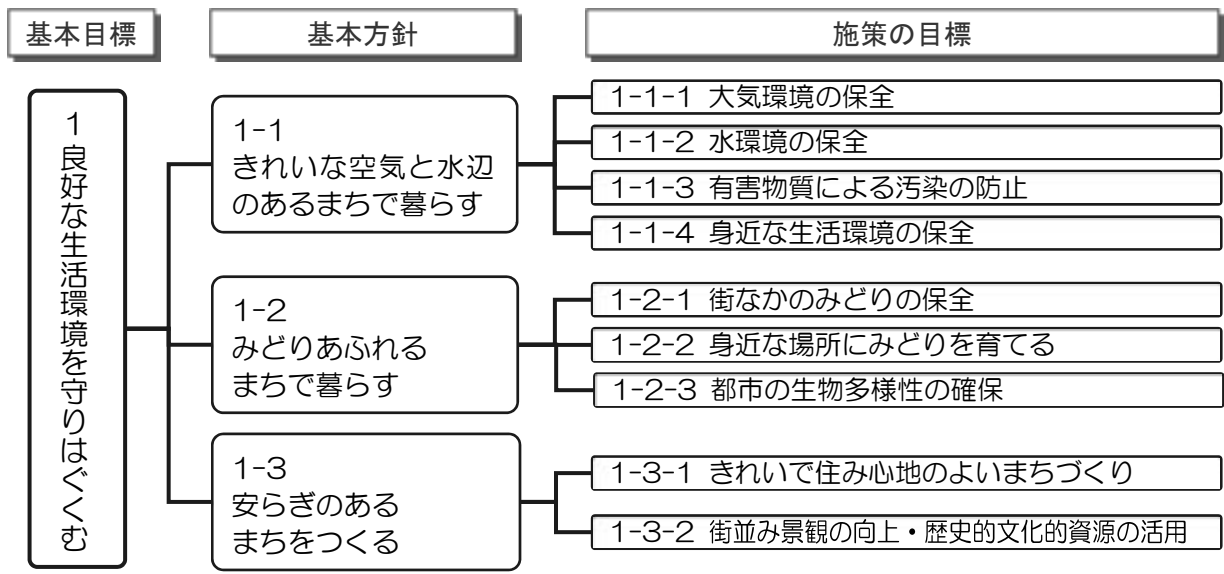
基本目標1 良好な生活環境を守りはぐくむ



－イメージビジョン－

私たちの身の回りには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。愛着のある街並みにはみどりがあふれ、野鳥をはじめとする様々な生き物が見られ、都会の中でも季節を感じることができます。

こうした将来像を目標に、日々の生活や事業活動が、大気や水、そして多様な生き物を含む自然環境にどのような影響を与えているかを一人ひとりが理解し、知恵を出し合い、お互いが協働して環境配慮に取り組むための意識を定着させ、健康を享受できる地域の良好な生活環境の保全・維持を目指します。



1-1 きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

【実現に向けた考え方】

私たちの日々の暮らしや事業活動が、大気や水など地域の生活環境にどのように影響しているかを継続的に調査・分析し、その結果に基づいて生活環境の悪化の未然防止を図ります。

各種調査結果を公表し、大気環境の状況や水循環¹の仕組みを理解することで、区民、事業者が大気汚染の防止や生活排水などによる汚濁防止を心がけるように促します。

¹ 水循環：山林、農地、宅地などに降った雨が、地下に染み込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められています。

また、有害物質の適正管理とお互いの生活環境を守るための近隣公害の発生抑制に努めることで、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

<指標の評価>

😊: 目標値を達成 😊: 目標値に近づいている 😞: 目標値に近づいていない -: 現状値を把握していない

指標項目〔環境指標〕	基準年度	基準年度末時点実績値	2015 (平成27) 年度末実績値	2021 (平成33) 年度数値目標	評価
大気環境					
大気汚染常時監視	22	4項目達成 (光化学オキシダント非達成)	3項目達成 (光化学オキシダント非達成)	環境基準の達成	😊
沿道の窒素酸化物 ² 濃度	22	全地点達成	全地点達成	全地点達成 ^{*1}	😊
水環境（目黒川での水質測定）					
生活環境項目 (水素イオン濃度/溶存酸素/ 生物化学的酸素要求量/浮遊物 質量)	22	1地点で1回 BODが環境 基準値を超過	全月達成	全月達成 ^{*2}	😊
衛生環境項目 (カドミウム/全シアン/鉛/ 六価クロム)	22	全月達成	全月達成	全月達成 ^{*2}	😊
騒音（沿道の交通騒音測定一面的評価調査一）					
対象道路 ^{*3} (玉川/目黒/ 山手/駒沢/環 七/鮫洲大山/ 自由/淡島)	昼間	—	—	6地点中4地点 で達成	全6地点で 環境基準 の達成 ※4
	夜間	—	—	6地点中2地点 で達成	全6地点で 環境基準 の達成 ※4

※1 測定期間中（20日間）の平均値が、全地点（8地点）で環境基準値を満たしていること。

※2 全地点（3地点）、全月（年4回）で環境基準値を満たしていること。

※3 国土交通省平成22年度道路交通センサス（22区間）が対象。単年度の測定は、全22区間から偏りのないよう計画的に6区間（地点）を選定して実施している。

※4 前年度との比較で評価した。（2014（平成26）年度は、昼間は6地点中4地点で達成、夜間は6地点中3地点で達成）

【2015（平成27）年度の成果】

- 目黒区では、東山中学校に大気汚染測定室を設け、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素及び光化学オキシダント等の常時監視を行っています。測定項目中、光化学オキシダントが環境基準を達成しませんでした。なお、二酸化硫黄、一酸化炭素（CO）については、低い数値で安定しているため、2014（平成26）年度をもって測定を止めました。
- 主要幹線道路沿線の窒素酸化物調査では、測定期間中（20日間）の二酸化窒素の測定結果は、環境基準値以下の値でした。
- 水環境については、目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、すべての項目で環境基準値を満たしていました。
- 自動車交通騒音（面的調査）では、特に夜間の環境基準達成率が低い状況でした。

² 窒素酸化物：燃料中や空気中の窒素が燃焼して酸化することにより生成します。健康影響のほか、光化学オキシダントの原因物質の1つ。

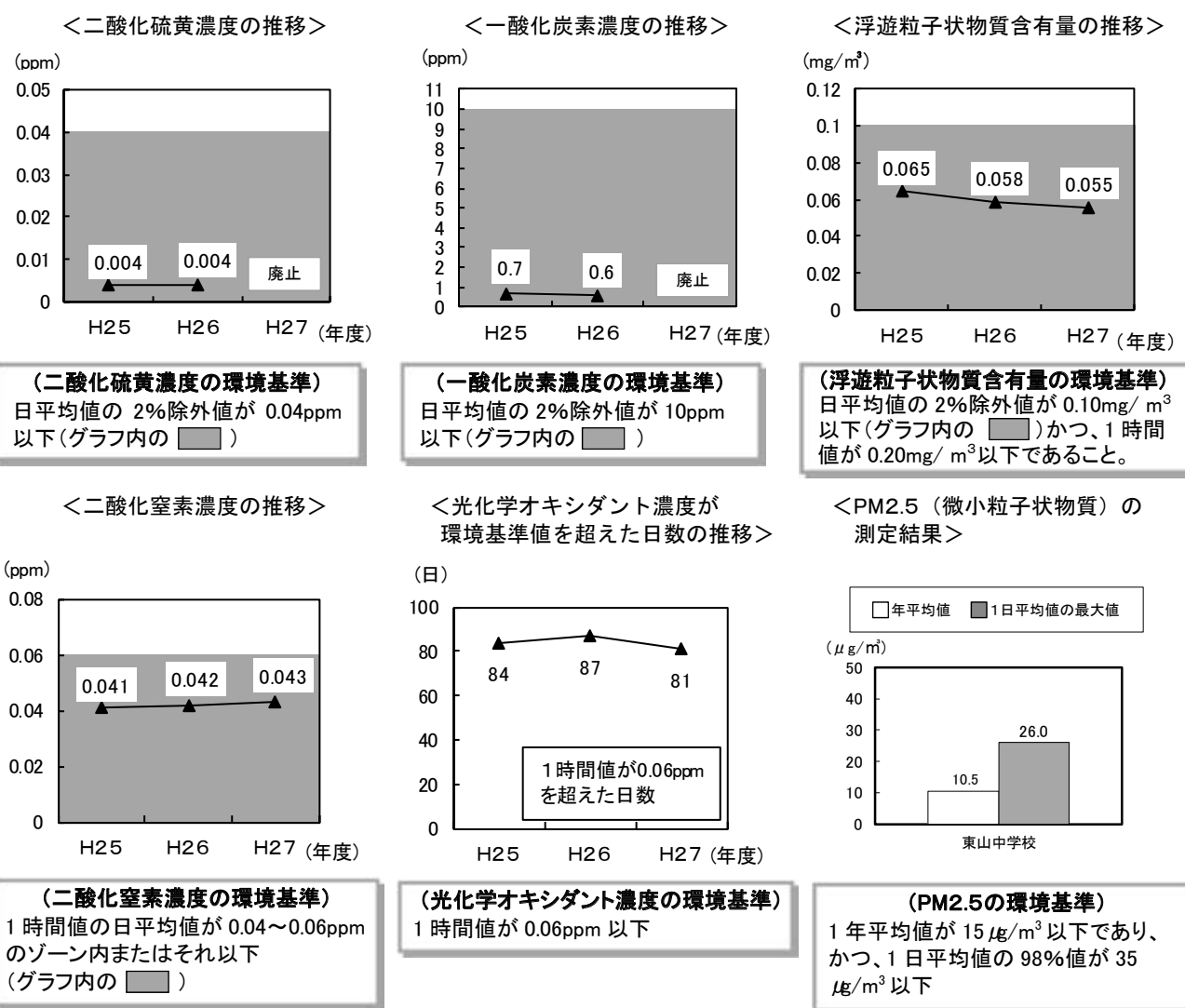
《 大気環境の監視・情報提供 》

大気を汚染し人体に健康被害を及ぼすおそれのある物質には、二酸化硫黄（SO₂）³や浮遊粒子状物質（SPM）⁴、微小粒子状物質（PM_{2.5}）⁵、二酸化窒素（NO₂）⁶、光化学オキシダント⁷などがあります。そして、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。

目黒区では、東山中学校屋上に大気汚染測定室を設け、毎年、環境測定を実施しています。観測の結果、光化学オキシダントは、基準を達成しませんでした。

幹線沿道における窒素酸化物濃度調査を4回（各回平日5日間連続測定）行い、測定期間中、環境基準を超過した日はありませんでした。

また、一般大気中のアスベスト測定調査のデータ収集のため、目黒区総合庁舎にて実施した結果、アスベストは検出されませんでした。



³ 二酸化硫黄（SO₂）：硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となるため、環境基準が設定されています。

⁴ 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいいます。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されています。

⁵ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをいいます。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されています。

⁶ 二酸化窒素（NO₂）：大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占めています。主に自動車排気ガス等から発生し、呼吸器系統に悪影響を及ぼすこともあるため、環境基準が設定されています。

⁷ 光化学オキシダント：大気中で太陽光中の紫外線を受けて、光化学反応により生成する大気汚染物質群のうち二酸化窒素を除いたもの。

《 工場・事業場への排出規制の実施 》

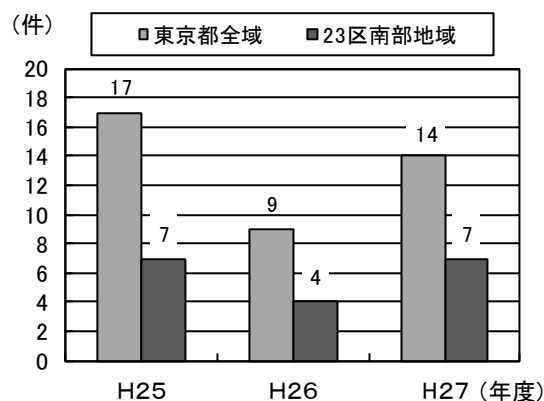
有害化学物質による環境リスク低減のためには、有害化学物質使用事業場の実態を把握することが重要です。2015（平成27）年度は、工場・事業場への監察等立入調査を19件実施し、東京都環境確保条例に基づく有害化学物質使用事業場の実態把握と、事業者に対する排出抑制指導を行いました。

《 光化学スモッグ対策 》

光化学スモッグは、光化学オキシダントが気象条件により大気中にたまり、白くもやがかかった状態を指します。2015（平成27）年度は、光化学スモッグ注意報が7回発令され、発令時には防災無線での放送や区内施設に懸垂幕掲示を行いました。

また、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つとされている揮発性有機化合物（VOC）⁸の排出削減対策として、東京都が主催するVOC対策セミナーに関するチラシを配布し、東京都が進める排出削減の情報提供・啓発を進めました。

＜光化学スモッグ注意報発令日数＞



2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 大気汚染物質、酸性雨、窒素酸化物の常時監視及び分析を引き続き行います。
- ◇ 微小粒子状物質（PM2.5）の東山中学校での常時監視を行います。
- ◇ 沿道の窒素酸化物濃度、浮遊粒子状物質を測定します（年20日間）。
- ◇ 有害化学物質使用事業場の実態を把握するとともに指導を行い、排出抑制を図ります。
- ◇ 夏季における光化学スモッグ被害を未然に防止するため、東京都と連携し機会をとらえて区民への情報提供と周知を行います。



ぺんごろうじいさんからの一言

光化学スモッグ発生のメカニズム

光化学スモッグは、車の排気ガスや工場・事業場などから排出される煙に含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物（VOC））が日光に含まれる紫外線を受けて、光化学反応により変質し、オゾンなどの二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼んでいます。夏に多く、日ざしが強く風の弱い日に発生します。

（出典：東京都ホームページをもとに作成）



⁸ VOC：揮発性有機化合物の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質となります。

1-1-2 水環境の保全

《 水環境の監視・情報提供 》

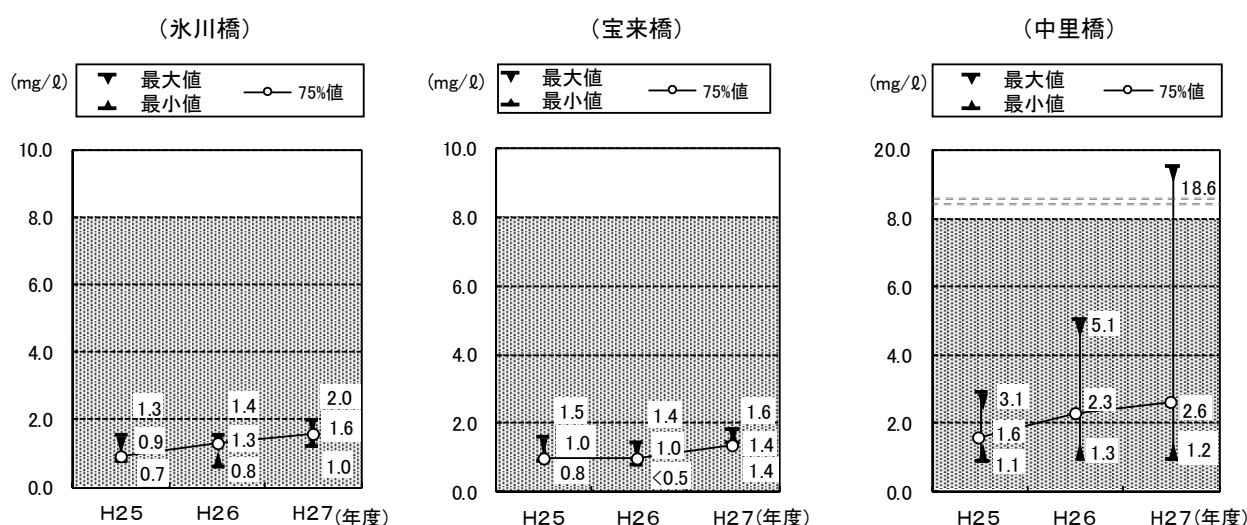
目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、人の健康の保護及び生活環境の保全に関するすべての項目で環境基準値を満たしていました。

また、化学物質の漏えい、地下浸透により発生する地下水汚染の実態把握を目的として、地下水の水質モニタリング調査を行った結果、新たに1箇所で汚染が見つかりました。(テトラクロロエチレン：環境基準0.01 mg/ℓ以下のところ0.025 mg/ℓ検出)



＜水質測定地点＞

＜目黒川のBOD⁵濃度の推移＞



* グラフ内の は環境基準値内 (8 mg/ℓ以下) を表す

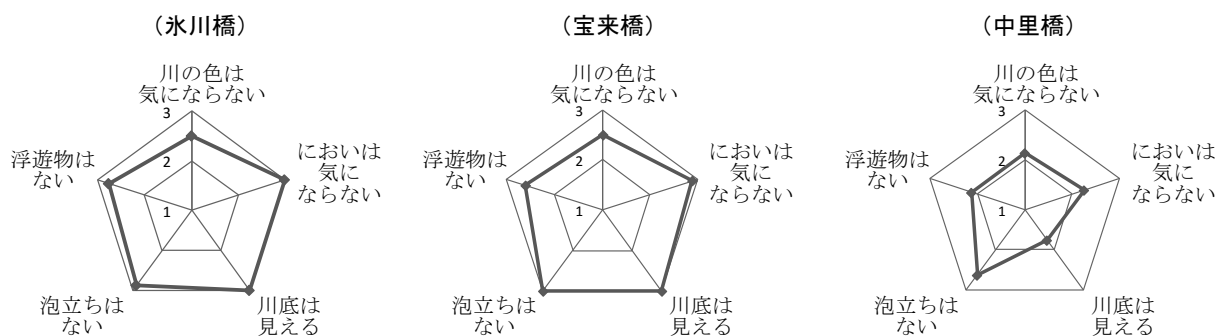
* 環境基準の達成を評価する際に用いられる数値は75%値です。

測定値を昇順に並べ、低い値から数えて75%目にあたる数値が75%値です。

■ 目黒川の体感的な水環境

目黒川の水質の測定と併せて、川の色やにおいなどの項目について測定者の直感的な評価を記録しました。

調査の結果、「川の色は気にならない」と「川底は見える」は、氷川橋・宝来橋と中里橋で大きな差が見られました。



⁹ BOD (生物化学的酸素要求量) : 河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解するときに消費する酸素の量を示します。BOD値が大きいほど汚濁物質(有機物)が多く、水の汚濁が進んでいるといえます。

《 河川水質浄化 》

河川の水質改善や臭気抑制を目的として、目黒川では、河川・水面の清掃、河床整正・浚渫¹⁰、クリーンアップ大作戦の実施などに取り組みました。また、呑川でも河川・水面の清掃に取り組みました。

■目黒川クリーンアップ大作戦

目黒川クリーンアップ大作戦は、「目黒川を豊かな生活環境にする会」が主催し、区が共催している清掃活動です。町会・自治会などの区民団体、事業者のほか、目黒区役所、目黒警察署も含め、毎回200人を超えるボランティアが参加しました。2015（平成27）年度は、計3回実施されました。



＜川底の清掃＞



＜河川沿道の清掃＞

《 工場・事業場への排出規制の実施 》

地下水汚染は、鉛等の有害な重金属類やテトラクロロエチレンなどの化学物質により汚染された土壌が地下水に溶け出すことで引き起こされ、飲用等に伴う健康被害をもたらす恐れがあります。原因としては、工場・事業所などの事業活動時の漏えい等があります。

区では、工場の認可等を審査するとともに、監察等立入調査を19件実施し、事業者に対しての指導や啓発を行いました。

《 雨水流出抑制対策と水循環機能の回復 》

目黒区では、水資源の保全のために透水性舗装と雨水浸透柵の設置を推進しています。

2015（平成27）年度は、道路において199㎡の透水性舗装と3か所の雨水浸透柵の整備を実施しました。

さらに、雨水流出抑制施設やその設置に関する指導要綱に基づく事業者との協議や個人に対する助成を行い、雨水流出抑制施設の整備の促進を図っています。また、工場等に対して、地下水の揚水量の記録と報告を求め、揚水量報告対象施設15施設で揚水量合計58,015tの報告がありました。



＜敷地内の雨水浸透柵＞



＜敷地内の雨水浸透トレンチ＞

¹⁰ 河床整正・浚渫（かしょうせいせい・しゅんせつ）：河床をならし、堆積した土砂を取り除くことです。

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 目黒川の水質を測定します。
- ◇ 区内の地下水の汚染調査を実施します。
- ◇ 河川環境を維持するため、目黒川の河床整正・浚渫と、目黒川及び呑川の定期的な河川清掃を行います。
- ◇ 都市型水害対策のために、雨水流出抑制施設整備の促進を図ります。
- ◇ 総合治水対策基本計画に基づき、透水性舗装や雨水浸透柵などを整備します。
- ◇ 雨水タンクの設置費の助成を行います。
- ◇ 揚水施設の設置に関しては、最小限の揚水量となるように指導を引き続き実施します。

1-1-3 有害物質による汚染の防止

《 工場跡地等の土壌汚染対策 》

有害物質を製造、使用又は処理する特定施設（水質汚濁防止法・下水道法）の跡地などにおいて、有害物質の漏えい等により、土壌や地下水の汚染に発展する場合があります。このため、区では、東京都の「環境確保条例」等に基づき、土壌汚染調査時に立入監察を実施しています。2015（平成27）年度は、4件の調査・確認を実施しました。また東京都と情報交換や対策指導等で連携を図り、跡地等の土壌汚染の監視・指導を行いました。

《 アスベスト対策 》

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、建築材料等の工業製品に利用されてきました。その繊維は、目に見えないくらい細く軽いため飛散しやすく、吸入すると肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの原因になります。

区では、アスベストを使用している建築物の実態把握と、建築物等を解体、改造、補修する際のアスベストの飛散防止対策徹底のため、解体・改修工事に際して作業方法の指導などを行っているほか、アスベストの含有等調査費用の助成や、中小企業に対するアスベスト含有建築材除去の融資あっせんを行っています。2015（平成27）年度の調査費助成は、3件でした。

《 化学物質の適正管理 》

適正管理化学物質に指定されている化学物質を年間100キログラム以上使用する工場・事業所は、使用している化学物質ごとの使用量を区に報告するように環境確保条例で定めています。2015（平成27）年度は、57件の報告書、2件の化学物質管理方法書を確認し、実態の把握と排出抑制を図りました。

《 放射性物質への対応 》

子どもの遊びや学びの場となる施設を中心に、公園等の空間放射線量を測定し、測定結果をホームページ等で公表しました。

また、食と環境の安全を確認するため公立保育園、希望する私立認可保育園、認証保育所その他認可外保育施設の給食食材の放射性物質検査（使用前給食食材検査、主要食材検査、食育食材検査）を行いました。

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 工場跡地等の土壌・地下水汚染について、引き続き立入監察を実施し、指導を行います。
- ◇ 解体業者に対し、アスベストに関する施工計画届出の審査や作業方法の指導を行います。
- ◇ アスベスト分析調査費の助成を引き続き実施します。
- ◇ 有害化学物質使用事業場の実態を把握し、排出抑制につなげていきます。
- ◇ 空間放射線量を測定し、公表します。

1-1-4 身近な生活環境の保全

《 自動車交通騒音・振動の監視 》

騒音については、「面的評価調査¹¹」と「要請限度調査¹²」を行っています。調査対象区間（地点）は、国土交通省が実施した「平成22年度道路交通センサス¹³（全国道路・街路交通情勢調査）」に基づき、区が設定した22の区間から選定しています。

2015（平成27）年度の面的評価調査では、全6地点で等価騒音レベル¹⁴を測定した結果、環境基準を満たした地点は昼間の測定で4地点、夜間では2地点でした。一方、要請限度調査では、面的調査とは別の全6地点で等価騒音レベルを測定した結果、昼間の測定で全地点、夜間では4地点で要請限度の範囲内でした。

振動については、騒音の要請限度調査と同じ6地点で要請限度調査を行った結果、いずれの地点でも要請限度の範囲内でした。

なお、自動車交通騒音・振動の監視を行う際は、併せて交通量を調査し、騒音・振動の測定結果との相関を確認しています。

＜面的評価調査における6地点の等価騒音レベル＞ (単位：dB)

	玉川通り (東山3丁目)	目黒通り (目黒2丁目)	山手通り (下目黒3丁目)	山手通り (青葉台4丁目)	駒沢通り (東が丘1丁目)	淡島通り (青葉台4丁目)	環境基準
昼間	73	68	72	68	68	66	70以下
夜間	73	64	71	67	67	64	65以下

＜要請限度調査における6地点の等価騒音レベル＞ (単位：dB)

	目黒通り (碑文谷2丁目)	目黒通り (中根1丁目)	目黒通り (中根1丁目)	山手通り (青葉台1丁目)	駒沢通り (五本木2丁目)	鮫洲大山線 (目黒町1丁目)	要請限度
昼間	68	73	73	73	70	71	75以下
夜間	65	71	70	73	69	69	70以下

¹¹ 面的評価調査：一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的」な評価方法による調査。

¹² 要請限度調査：騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度値を測定する調査。要請限度値とは、生活環境が著しく損なわれると認められる値。

¹³ 平成22年度道路交通センサス：概ね5年毎に全国一斉に行われる自動車の利用実態に関するアンケート調査です。2010（平成22）年度秋に実施されたものです。

¹⁴ 等価騒音レベル：時間とともに変動する騒音（非定常音）について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。単位はデシベル（dB）。騒音に係る環境基準は、等価騒音レベルで評価します。

《 工場等への指導 》

事業場や建設現場などから発生する騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」などの法制度に基づき届出を受理することで実態を把握し、公害防止指導にあたっています。

2015（平成27）年度には、騒音規制法に関する届出が298件、振動規制法に関する届出が190件ありました。

＜届出件数＞

法令等		届出件数
騒音規制法	特定施設※1	17件
	特定建設作業※2	281件
振動規制法	特定施設	5件
	特定建設作業	185件
「東京都環境確保条例」 工場／指定作業場		41件／54件

※1 特定施設：著しい騒音や振動が発生する特定の機械設備を、騒音規制法や振動規制法で「特定施設」と定めています。

※2 特定建設作業：著しい騒音や振動が発生する特定の建設作業を、騒音規制法や振動規制法で「特定建設作業」と定めています。

《 騒音沿道対策 》

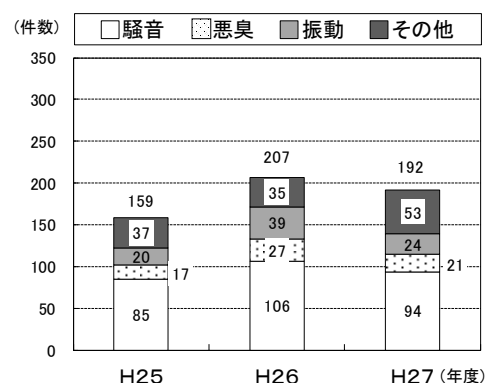
道路騒音が著しい環七通り沿いにおいて、建築物の建築等に際し、道路交通騒音の防止に係る届出書を受理し、後背地¹⁵への道路交通騒音防止に取り組みました。また、緩衝建設物工事2件について東京都の助成制度の申請を行いました。

《 生活公害（騒音・振動・悪臭など）に係る相談・調整 》

近年の公害相談は、騒音・振動、悪臭など典型7公害のほかに、アスベスト被害に対する不安や一般生活苦情（空き地の雑草、落ち葉）など、多岐にわたっており、解決までに時間を要する困難な案件も増加しています。

2015（平成27）年度は、192件の相談を受け付けました。相談内容を現象別に数えると内訳は、騒音94件、悪臭21件、振動24件、その他53件でした。

＜公害相談件数＞



2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 自動車交通騒音・振動・交通量調査を継続して行います。
- ◇ 届出による実態把握や現場調査などにより、工場・事業場及び工事・建設作業における騒音・振動の実態把握及び公害防止指導を行います。
- ◇ 「目黒区環七沿道地区計画」に基づき、計画区域内の建築・開発行為について、計画内容に即した規制・誘導を引き続き行います。
- ◇ 生活公害に対する相談や調整を行います。

¹⁵ 後背地：騒音調査を実施する主要な幹線道路に対して、直接面していないものの道路から近く騒音の影響を受ける地域を意味します。



ぺんごろうじいさんからの一言

石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化

アスベストは、1975（昭和50）年頃まで、主に建築材料として使用されました。現在は、これらの建物の解体等の工事が増えています。

2014（平成26）年6月1日から「大気汚染防止法」の一部が改正され、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等の特定建築材料を使用している建築物等の解体、補修、封じ込め作業）の届出義務者が、工事の施行者から工事の発注者、または自主施工者に変更されました。さらに、石綿使用の有無についての事前調査と書面による調査結果の説明義務が追加されました。

目黒区では、アスベストの調査費助成を行っているほか、区ホームページにおいて、アスベスト対策の各種申請・届出や作業遵守事項、参考サイトへのリンクを掲載しています。

WEB

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/koji/asbest.html>

トップページ>くらしのガイド>自然・環境・ごみ>解体工事・建設作業などの規制・届出>アスベスト（石綿）対策

解体等工事を始める前に



<環境省 解体等工事を始める前に>
アスベスト対策啓発用パンフレット



ぺんごろうじいさんからの一言

PM2.5ってなに？

PM2.5は、直径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル）=1mmの1000分の1）以下の非常に小さな粒子です。PMは、「Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字をとった言葉です。

工場のボイラーや焼却炉などのばい煙、鉱物の集積場などの粉じん、自動車、火山の噴煙などが大気中で化学反応を起こして生成されます。

PM2.5は、粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられます。

日本国内のPM2.5の濃度は、従来から取り組んでいる工場・事業場などのばい煙発生施設の規制や、自動車排出ガス規制などによって、年間の平均的な濃度は低下傾向にあります。

PM2.5濃度は季節による変動があり、例年、3月から5月にかけて濃度が上昇する傾向がみられます。



<PM2.5の大きさ比較>

出典：米国EPA

1-2 みどりあふれるまちで暮らす

【 実現に向けた考え方 】

みどりは、良好な生活環境を構成する重要な要素です。「目黒区みどりの基本計画」及び「目黒区生物多様性地域戦略」に基づき、区内に残された貴重なみどりの保全に努めるとともに、公園等の整備や公共施設の緑化を進め、みどりの拠点とネットワークづくりに取り組みます。

これらの取組みは、環境基本計画の重点プロジェクトである「地形・地勢を意識した風とみどりと生き物のネットワークづくり」と関連が深く、都市における生物の生息環境の向上にも資するものであることから、一層推進していきます。

また、区民が身近にみどりを実感し触れ合えるように、住宅や事業所に日常的に触れ合える小さなみどりを導入し、自然と人とが共生する生活空間の創造に努めます。

これらの施策を進めるにあたっては、「目黒区みどりの基本計画」及び「目黒区生物多様性地域戦略」との整合を図ります。

< 指標の評価 >

😊: 目標値を達成 😊: 目標値に近づいている 😞: 目標値に近づいていない -: 現状値を把握していない

指標項目 〔 環境指標 取組指標 〕	基準 年度	基準年度末 時点実績値	2015 (平成27) 年度末実績値	2021 (平成33)年度 数値目標 (目指す方向)	評価
みどりの量					
緑被率※1	15	17.1%	17.3%	20% 2015 (平成27)年度	😊
公園・ひろば等の面積	22	49.01ha	50.05ha	52ha	😊
みどりの質					
公園等で活動を行う登録 団体数※2	22	91団体	108団体	100団体	😊
指標在来生物種の分布率	22	37%	43%	50%	😊
みどりのまちなみ助成緑化面積・延長(累計値)					
接道	22	9,581.12m	10,226.43m	増加	😊
屋上	22	3,726.55m ²	4,847.12m ²		
壁面	22	414.67m ²	476.85m ²		
いきもの气象台情報提供数	22	1,695件	2,333件	増加	😊
いきもの発見隊実施 (回数/参加人数)	22	2回/134人	2回/114人	継続	😊
野鳥の年間確認種数※3	22	52種	52種	維持	😊

※1 緑被率：一定地域の中で上空から見て芝や樹冠など緑で地上が覆われた面積が占める割合。水面や広場を含まない
純粋な植物の緑が対象。概ね5年に1度の測定のため26年度実績値

※2 公園活動登録団体とグリーンクラブ

※3 1～12月での集計

【 2015(平成27)年度の成果 】

- 区内のみどりに関して、公園・ひろば等の面積は、2010(平成22)年度と比較して、1.04ha増加し、活動を行う登録団体数も17団体に増加しました。また、みどりのまちなみ助成により、屋上や壁面などに新たに緑化された面積も増加しました。
- 生き物に関しては、いきもの発見隊への参加人数は減少したものの、いきもの气象台情報提供数は増加し、野鳥の年間確認種数は維持しています。

1-2-1 街なかのみどりの保全

《 みどりの拠点の保全 》

「目黒区みどりの基本計画」では、大規模な公園等の緑地を核とした一帯を『めぐろの森¹⁶』としています。2013（平成25）年度に策定した「目黒区生物多様性地域戦略」においてエコロジカルネットワーク¹⁷の形成を図るため、新たに「いきものの道」を設定し、『めぐろの森』の範囲を拡大しました。みどりの拠点の保全に生き物の視点を加え、生物多様性保全林として指定することとし、2015（平成27）年度は、菅刈公園を生物多様性保全林に指定しました。

《 住宅地のみどりの保全 》

区のみどりの約5割は、住宅地にあります。このため、住宅地のみどりの保全を図ることが大切です。区では、一定以上の大きさの樹木、生け垣、樹林を保存樹木等として指定し、維持管理費用の一部を助成しています。なお、2012（平成24）年度から休止していた新規指定を再開し、総数は2014（平成26）年度の611件から648件に増加しました。

＜保存樹木等の指定状況＞

種別	指定対象	指定数
保存樹木	幹周りが80cm以上又は高さが15m以上ある樹木	558本
保存生け垣	高さが0.9m以上で長さが20m以上ある生け垣	64件
保存樹林	300m ² 以上の樹林地	26件

《 開発・建築行為等の際のみどりの確保 》

大規模な開発や一定規模以上の建築行為等の際にみどりを確保するため、開発行為許可制度の申請やみどりの条例に基づいた緑化計画書を認定することで、みどりの確保を図りました。

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 「目黒区生物多様性地域戦略」におけるエコロジカルネットワーク形成の拠点となる生物多様性保全林について、さらなる指定の検討を進めます。
- ◇ 大規模な開発や建築行為などの際に、緑化計画書を認定することで、緑化を進めます。

トピックス

緑化計画書

敷地面積200m²以上で新築、増改築などを行う場合や、敷地面積に関わらず20台以上の駐車場を設置する場合等に、あらかじめ緑化についての計画書を提出し、認定を受ける必要があります。緑化計画の内容は、敷地内の樹木の保全、中高木等を基本とした道路沿いの緑化、敷地の緑化、建築物の緑化等です。このほか、敷地内の一定以上の大きさの樹木等をやむを得ず伐採する場合には、事前に樹木等の保全協議が必要です。

¹⁶ 『めぐろの森』：区内の公園や緑地など、緑が多く現存する8つのエリアです。「目黒区みどりの基本計画」において、みどりの拠点として積極的なみどりの保全・創出・育成が望ましいと位置付けられています。

¹⁷ エコロジカルネットワーク：人と自然の共生を確保するため、生態的なまとまりを考慮した上で、自然地域を有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等、多面的な機能が発揮されることが期待されます。

1-2-2 身近な場所にみどりを育てる

《 民有地における緑化の促進 》

区全体の面積の約7割は、民有地です。区では、民有地にみどりを増やすため、「みどりのまちなみ助成」を実施しています。助成により、2015（平成27）年度は、接道（道路沿い）194.16m、屋上・ベランダ105.56㎡が新たに緑化されました。壁面緑化の助成は、ありませんでした。



<道路沿い緑化の例>

<みどりのまちなみ助成の種別・対象と助成の実績>

種別	助成の実績（面積・延長）	
	2015（平成27）年度	累計
接道緑化	194.16 m	10,226.43 m
屋上緑化（ベランダ緑化を含む）	105.56 m ²	4,847.12 m ²
壁面緑化	0 m ²	476.85 m ²

《 身近な公園・緑地の確保と質の向上 》

身近な公園・緑地の量的な確保のために、2015（平成27）年度は、衾町公園の改良工事と碑文谷五丁目児童遊園改良工事を実施しました。また、既存公園を安全に利用できる環境づくりに加え、生物の生息環境に配慮した工夫を行うなど、長期にわたって潤い感や安心感のある、豊かな質を持つ公園の整備・更新を進めるため、2006（平成18）年度からこれまでに18か所の公園・緑道を改良工事しました。



<グリーンクラブ>

公園の管理には、住民ボランティアが関わり、花壇、雑木林、土壌、生物の生息環境の向上に寄与する質の高い公園管理を目指し、7つの公園で17団体が住民参加による公園管理を行いました。

《 みどりへの関心向上のための普及啓発 》

多くの区民が、みどりの現状を知り、身近なみどりに親しみや関心をもって保全・育成などの活動に取り組めるよう、「自然通信員」・「めぐろいきもの气象台」・「生物多様性地域戦略」・「区のみどり」に関する普及啓発パンフレットの作成・配布を行いました。

また、花とみどりの学習館では、エコ園芸生活講座を10回開催し、延べ146人の区民が参加しました。その他にも、イベントを63回開催し、延べ1,911人の参加がありました。

《 みどりを育てる区民等への活動支援 》

地域住民が公園等の花壇に花を植え、周囲の環境をきれいにする活動として「グリーンクラブ」があります。

2015（平成27）年度は、91団体（新規登録2団体）に花苗を配布しました。このほか、各住区のイベント等で参加者にツバキやアジサイ、ハギなど1,100本の花苗を配布しました。また、高枝切りバサミや刈り込みバサミの貸し出しを89件行いました。

《 みどり・自然とふれあう体験の提供 》

都会では味わう機会の少ないぶどう狩りやじゃがいも掘りの収穫体験農園の周知を図り、参加者に余暇を楽しむ場を提供するとともに、都市農地に対する理解を深めるきっかけを作りました。

2015（平成27）年度は、きゃべつや里芋、ネギ、カリフラワーの収穫体験農園と、大根、白菜、きゃべつの種まきから収穫までを行うミニ農業体験農園も実施しました。

また、区内の全小・中学校で、自然を愛し、環境を保全する心を育成するため、興津自然学園、八ヶ岳林間学園、宮城県気仙沼大島（民間施設）で、自然宿泊体験教室を行いました。

さらに、生徒が日常生活において経験できない活動について、一定期間集中的に取り組むことにより、生徒の知識・体力・技能などの向上を目的とした学校独自宿泊事業には、中学校1校で130人の生徒が参加しました。

このほか、区民農園の貸出し、野外活動機材の提供、自然クラブの開催などを引き続き実施しています。

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 民有地の緑化を促進するため、「みどりのまちなみ助成」を引き続き実施します。
- ◇ 公共施設等の緑化は、民有地緑化の模範となるよう進めていきます。
- ◇ 苗木の配布や講座の開催などにより、植樹運動を推進し、区民による自主的な緑化活動を支援します。
- ◇ 自然宿泊体験や収穫体験など、自然と触れ合う体験の提供を引き続き行います。

トピックス

目黒のサクラ基金の寄付を受け付けています！

ソメイヨシノ等、桜の寿命は一般的に60年程と言われています。

地域のシンボルになっている区内の桜もその多くが今後10年で樹齢60年を迎えます。老齢化による樹勢の衰え、枝折れや倒木などが懸念され、保護やメンテナンスがますます必要になっています。

目黒区では、桜の保全と再生に向けて2013（平成25）年度に「目黒のサクラ基金」を設立しました。集まった寄付は、目黒のサクラ基金に積み立て、区内の公園や緑道、街路樹の桜の精密診断や生育環境の改善、植替え等の関連事業に使っています。

また、2016（平成28）年1月から、1万円以上の寄付をいただいた個人・法人・グループに記念品として「さんまペーパーナイフ」を1本贈呈しています。さんまペーパーナイフは、目黒のサクラ基金の普及啓発のため、老齢化で伐採した桜の幹等を活用して作られました。製作にあたっては、友好都市である気仙沼市の木材加工業者に協力いただきました。

目黒のサクラ基金は郵便振替でも寄付を受け付けています。寄付手続きの詳細は、区のホームページに掲載しています。

WEB

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/zaisei/kifu/sakurakikin.html>

トップページ>行政情報>財政>目黒区への寄付金>「目黒のサクラ基金」のサクラ寄付金を受け付けています



<目黒のサクラ基金チラシ>



<さんまペーパーナイフ>

1-2-3 都市の生物多様性の確保

《 生物多様性地域戦略策定と運用 》

「生物多様性基本法」では、地域の生物多様性の保全・回復を図り、人間社会が持続的に発展していくことを目指すため、自治体による「生物多様性地域戦略」の策定を定めています。

区でも、2013（平成25）年度に、身近な自然を守り、未来に伝えていくまちを目指した「目黒区生物多様性地域戦略『ささえあう^{いのち}生命の輪^わ 野鳥のすめるまちづくり計画』」を策定しました。

《 生き物の現状把握と生き物情報の提供 》

区民参加による身近な生き物調査を実施し、区内の生き物の現状を把握しています。区民から寄せられた生き物の情報をとりまとめ、「いきもの住民台帳」としてホームページで公開しています。

2015（平成27）年度には、約1,100世帯が身近な自然情報を区に提供する「自然通信員」に参加し、生き物情報を発信する「めぐろいきもの气象台」に2,333件の報告が寄せられました。区民参加による生き物調査のひとつである「いきもの発見隊」は、6月に目黒川、11月に碑文谷公園で開催し、延べ114人の参加がありました。目黒川での開催時には、アユなど23種のいきものが確認できました。

また、野鳥の年間確認種数は、2012（平成24）年の41種から増加し、2015（平成27）年では52種が確認されました。

＜目黒川で見られた魚類（1994（平成6）年～）＞

アカエイ	○ ボラ
ガー科の一種	○ メダカ
○ ウナギ	ヒメダカ
キンギョ	カダヤシ
ギンブナ	グッピー
コイ	スズキ
モツゴ	シマイサキ
○ マルタウグイ	コトヒキ
オイカワ	○ マハゼ
○ ドジョウ	ビリンゴ
ロリカリア科の一種	○ スミウキゴリ
○ アユ	ヌマチチブ

（○印は2015（平成27）年度いきもの発見隊で確認されたもの）

＜野鳥確認種数＞

	2012 （平成24）年	2013 （平成25）年	2014 （平成26）年	2015 （平成27）年
種数	41	52	50	52



＜豊漁！30尾も見つかったアユ(2015年6月：目黒川)＞



＜目黒川いきもの発見隊で見つかったヒキガエル＞



＜巣に餌を運ぶシジュウカラ＞
写真提供：自然通信員

《 ビオトープ¹⁸活動による身近な生き物の暮らす環境の創出・育成》

身近にいる生き物を保全したり、あまり見られなくなってしまった生き物を再び身近で見られるようにするには、身近な場所に、生き物がすめるような環境（ビオトープ）を新たに作り出し、その環境を育てていく活動が大切です。

区立小学校・幼稚園・公園の24か所でこうしたビオトープ活動を進め、身近な生き物の暮らす環境の創出・育成を図っています。



＜中目黒公園ビオトープ＞

《 区内の自然・生き物を学ぶ機会の提供 》

雑木林の管理作業や自然観察を通じて自然保護意識の向上を図ることを目的に、自然クラブの開催や駒場野公園内の自然観察舎を利用した体験型自然学習の推進を図っています。

2015（平成27）年度は、自然クラブを24回開催し、745人の参加がありました。また、自然観察舎は13,647人の利用がありました。



＜駒場野公園自然クラブ＞

《 生物多様性保全のリーダーの育成 》

園芸活動に関する講義と実習を通して、地域の公園などでのボランティア活動や環境保全活動のリーダーを育成するため、花みどり人講座^{すと}を行っています。

2015（平成27）年度は、公園とボランティア活動、季節の花壇管理、園芸とエコロジーなどをテーマに講座を36回行い、新たにボランティアを19人育成しました。

《 生物多様性に配慮した公園・緑地等の管理 》

公園や緑地などにおいて、生物の多様性に配慮した管理方針を住民と一緒に検討しています。駒場野公園では、ホタルなどが生息できる水辺環境の復元を目指して、駒場野ホタルの会等の地元団体などと共に、ホタル幼虫飼育やホタル観察会などを実施しています。2015（平成27）年度は、ホタル観察会を1回行いました。



＜住民参加による公園管理＞

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 区民による身近な生物調査等により、区内の生き物の現状把握と生き物情報の提供を行います。
- ◇ 身近な生き物と共生するまちを目指して、ビオトープ活動を行っていきます。
- ◇ 水辺や雑木林などで自然観察会などを開催し、体験型自然学習を推進します。

¹⁸ ビオトープ：生き物たちの生息する場所のことをいい、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟などが代表的な例。身近なところでは、多様な生き物たちが形作る小さな生態系をビオトープとしてとらえています。近年、小学校などに設置されはじめ、環境を考えた総合学習などに幅広く利用されつつあります。

1-3 安らぎのあるまちをつくる

【実現に向けた考え方】

地域に暮らす人々が、安らぎを享受できる地域社会の形成を目指し、まちの美化や景観まちづくりを推進します。

区民一人ひとりのまちの美化への取組みが地域における活動に発展し、さらに地域全体でのまちの美化活動につながるように支援していきます。

また、地形や川、歴史的資源を活かし、区内の地域特性にあわせた魅力ある街並みの形成を図ります。施策を進めるにあたっては、「目黒区景観計画」との整合を図ります。

<指標の評価>

😊: 目標値を達成 😊: 目標値に近づいている 😞: 目標値に近づいていない -: 現状値を把握していない

指標項目〔取組目標〕	基準年度	基準年度末時点実績値	2015 (平成27) 年度末実績値	2021 (平成33)年度 数値目標 (目指す方向)	評価
スーパーズ ¹⁹ の活動団体数	22	32団体	33団体	増加	😊
区内文化財めぐり開催 (回数/参加者数)	22	7回/246人	6回/191人	継続	😊

【2015（平成27）年度の成果】

- スーパーズの活動団体数は、33団体となり、2010（平成22）年度と比較し、1団体増加しました。

1-3-1 きれいで住み心地のよいまちづくり

《地域美化活動支援》

まちの美化活動に対する支援として、ボランティア清掃活動団体（スーパーズ）の事務局運営、連絡会の開催などを行いました。

2015（平成27）年度の中目黒スーパーズの活動実績として、1,145回、延べ12,319人が清掃活動に参加しました。

区では、環境美化推進団体にトングやガム取り棒など清掃用具の貸出しや啓発品の提供、さらに落書きの消去剤の貸出し1件を行いました。また、落書きの相談を5件受け付けました。

スーパーズでは、現在33団体が活動しています。



<スーパーズ活動>

¹⁹ スーパーズ：ボランティアによる清掃活動団体のことで、現在、中目黒スーパーズは中目黒駅周辺、権之助・大鳥スーパーズは目黒駅周辺で活動しています。

《 吸い殻等のポイ捨て・犬のふん放置防止などのマナー普及啓発 》

ポイ捨て防止についてのマナー向上のため、啓発プレート及び路上シールを配布するとともに、7月13日にポイ捨て禁止キャンペーンを実施して普及・啓発活動を行いました。

路上喫煙禁止対策（中目黒・自由が丘・学芸大学・都立大学駅周辺）として、学芸大学駅公衆便所改修による西口屋内型指定喫煙所の新設にむけて、地元懇談会を3回開催し、意見集約を行い2015（平成27）年度中に設計を完了し、2016（平成28）年度中に新喫煙所開設と現在の西口指定喫煙所の廃止を予定しています。

また、犬のふん放置防止などのマナー向上のため、啓発プレートの配布と犬同伴の実技講習を開催したほか、苦情などについての相談に対して対応しました。



＜「we love meguro」清掃美化活動＞

＜吸い殻等のポイ捨て・犬のふん放置に関する取組み＞

取組み名称	取組み内容	2015（平成27）年度
ポイ捨て禁止啓発活動	啓発プレートの配布	配布数：101枚
	路上シールの配布	配布数：392枚
	ポイ捨て禁止キャンペーンへの参加	参加人数：80人
路上喫煙禁止対策	啓発シートの設置	配布数：140枚
犬のふん放置禁止などのマナー普及啓発	路上シールの配布	配布数：93枚
	犬の飼い方セミナーの開催	開催回数：3回 参加人数：24人
	犬のふんに関する苦情・相談対応	相談件数：102件

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ まちの美化活動を行っている団体（スーパーズ等）の支援を行います。
- ◇ 環境美化団体との協働により、継続的にまちの環境美化活動を図るとともに、新たな地域における環境美化団体の立上げを検討します。
- ◇ ポイ捨て、犬のふん放置などのマナー違反について、啓発プレートの配布や犬の飼い方セミナー、ポイ捨て禁止キャンペーン等を継続し、地域の清掃活動を積極的に支援します。
- ◇ 指定喫煙所の利用の増加に対し、喫煙所の新設による分散化や植栽配置などによる副流煙対策を検討します。また、パトロール委託の活用などにより、指定喫煙所のエリア内での喫煙など、利用者のマナー向上に努めます。

トピックス

清掃用具の貸出しや啓発品などの配布を行っています！

ポイ捨てのないきれいなまちにするために、各種清掃用具の貸出しや啓発品の配布を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

〔問合せ先〕

環境清掃部環境保全課環境美化推進係
電話 03-5722-9606



＜啓発プレート・路上シート＞

1-3-2 街並み景観の向上・歴史的文化的資源の活用

《 地域特性に応じた良好な街並み景観の形成 》

都市計画マスタープランの実現方策の1つとして、地域街づくり研究会の登録や地域街づくり団体の認定により街づくりの情報提供や専門家の派遣を行っています。

2015（平成27）年度は、3回専門家を派遣しました。

さらに、電線類の地中化、違反屋外広告物の指導・取締、地域特性に応じた地区計画の策定なども継続的に実施しています。

＜違反屋外広告物除却数の推移＞（単位：枚）

	2013 (平成25)年度	2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度
立看板	261	458	804
はり札	7	13	2
のぼり旗	0	0	2
はり紙	101,855	103,825	116,769
合計	102,123	104,296	117,577

《 景観資源や歴史・文化的資源の保全とその価値を学び親しむ機会の提供 》

区内に残る文化財を守り後世に伝えていくため、調査や保護を行い、文化財マップ等の作成と普及活動を行っています。

さらに、すすめのお宿緑地公園内にある、区指定文化財の旧栗山家主屋を移築復元した「古民家」では、節句飾り、七夕まつりなどの年中行事を行い、伝統文化を学び継承する機会を提供しました。また、「東京9区²⁰ 文化財・古民家めぐり」の合同開催や、東京9区の古民家をめぐるスタンプラリーシートの配布など、他区と連携した取り組みも推進しました。

＜2015(平成27)年度の取組み内容＞

項目	内容	件数
遺跡調査	建設工事に伴う埋蔵文化財の試掘調査	5件
	立会調査	37件
	整理調査	4件
	発掘調査	2件
標識整備	文化財説明板	2件



＜節句の鯉のぼり＞



＜ひな人形の展示＞

《 景観に配慮した公共施設（公共空間）の整備 》

景観上の骨格を形成する重要な公共施設である衾町公園、碑文谷五丁目児童遊園の改良工事を行いました。また、区民が楽しみながら郷土の自然や歴史に親しめるように、区内の代表的な公園や寺社などの緑地や史跡を結んだ「みどりの散歩道」の普及啓発に取り組みしました。

2016（平成28）年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 良好な景観の形成を目的とし、電線類地中化の具体化やバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。
- ◇ 区民団体及び区による違反屋外広告物の継続的な除却、関係機関による共同除却、違反屋外広告物掲出者への是正指導を行います。
- ◇ 区民の文化財に対する保護意識の向上を図るため、「区内文化財めぐり」を開催したり、「めぐろの文化財」及び「目黒区文化財マップ」を引き続き頒布します。
- ◇ 埋蔵文化財保護のため立会調査、試掘調査、本格調査の実施を行い、文化財説明板などを設置します。

²⁰ 東京9区 文化財・古民家めぐり：東京9区とは足立区、北区、板橋区、江戸川区、江東区、練馬区、杉並区、世田谷区、目黒区の9区のこと